

衆議院 第百六十二回国会 総務委員会 議 録 第 九 号

平成十七年三月十日(木曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 実川 幸夫君

理事 左藤 章君 理事 佐藤 勉君

理事 野田 聖子君 理事 森山 裕君

理事 安住 淳君 理事 大出 彰君

理事 松野 頼久君 理事 榎屋 敬悟君

理事 岡本 芳郎君 理事 龜井 久興君

理事 小西 理君 理事 自見庄三郎君

理事 菅原 一秀君 理事 田中 英夫君

理事 谷 公一君 理事 谷本 龍哉君

理事 西田 猛君 理事 萩生田光一君

理事 平井 卓也君 理事 増原 義剛君

理事 松本 純君 理事 三ッ矢憲生君

理事 稲見 哲男君 理事 岡本 充功君

理事 楠田 大蔵君 理事 小宮山泰子君

理事 高井 美穂君 理事 寺田 学君

理事 中村 哲治君 理事 西村智奈美君

理事 山花 郁夫君 理事 河合 正智君

理事 長沢 広明君 理事 塩川 鉄也君

理事 横光 克彦君

総務大臣 麻生 太郎君

総務大臣政務官 増原 義剛君

総務大臣政務官 松本 純君

総務委員会専門員 石田 俊彦君

委員の異動

三月十日

辞任

奥野 信亮君

田嶋 要君

同日

辞任

菅原 一秀君

補欠選任

菅原 一秀君

岡本 充功君

補欠選任

奥野 信亮君

岡本 充功君 田嶋 要君

三月十日

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

○実川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

恩給法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○麻生国務大臣 恩給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、恩給受給者の高齢化の現状等にかんがみ、受給者等の申請負担軽減を図るための恩給支給事務手続の簡素合理化等を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、死亡失権等の届け出義務を廃止し、罰則規定を削除することとしております。

第二に、恩給権者が死亡した場合における未支給金の請求につき、未支給金を受ける権利を有する相続人等の一人がした請求は全員のためその全

額につきしたものとみなすこととし、従来義務づけていた総代者選任届の提出を廃止することとしております。

第三に、普通恩給または扶助料で、かつて一時恩給を受けたことにより一定額が控除されているものについて、平成十七年四月分以降、当該控除を行わないこととするとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○実川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十五日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条ノ三を削る。

第十条ノ三を次のように改める。

第十條ノ三 前条ノ場合ニ於テ恩給ノ請求及支給ノ請求ヲ為スベキ同順位者二人以上アルトキハ其ノ一人ガ為シタル請求ハ全員ノ為其ノ全額ニ付之ヲ為シタルモノト看做シ其ノ一人ニ対シテ為シタル支給ハ全員ニ対シテ之ヲ為シタルモノト看做ス

第八十二條ノ四を削る。

附 則

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(一時恩給等を受けたことのある者に係る普通恩給又は扶助料の年額についての特例)

第三条 平成十七年三月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料で、恩給法第六十四條ノ二その他の法令の規定により、一時恩給、一時扶助料、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七号)附則第十五條に規定する一時金又は都道府県若しくは市町村の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定による退職一時金を受けたことにより一定額を控除した額をもつてその年額としていたものについては、平成十七年四月分以降、当該控除をしない額をもつてその年額とする。

(職権改定)

第四条 前条の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

理 由

恩給受給者の高齢化の現状等にかんがみ、恩給の未支給金の給付の請求に係る手続の簡略化等恩給法について所要の整備を図る等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年三月十七日印刷

平成十七年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A